

序章 行橋市景観形成基本計画の策定及び改定の趣旨

1. 策定及び改定の目的

- ◇行橋市（以下、本市という。）は、平成20年3月に“緑と水、心癒す風景を育む魅力のまち『ゆくはし』”を将来像とする「行橋市景観形成基本計画」を策定し、「行橋市景観まちづくり条例」の制定とともに、美しくゆとりのある景観の実現を図るため、これまで良好な景観づくりを市民との協働で進めてきました。
- ◇現在、計画策定から約10年が経過し、この間には「京築広域景観計画（福岡県・平成23年12月2日）」の策定や「第5次行橋市総合計画【平成24年度～令和3年度】（平成24年3月策定）」の改定など、上位関連計画の策定・更新が行われ、景観行政を取り巻く状況の変化や新たなまちづくりの動向への対応が必要となってきました。
- ◇これらのことから、平尾台や蓑島から稲童にかけての海岸地域等の優れた景観の保全をはじめとして、無電柱化の推進や太陽光パネルの規制・誘導等の検討など、さらなる市域の景観形成や景観誘導を計画的に進め、市民生活の快適性の向上並びに交流人口の増加をもたらす、本市の新たな活力を創出することを「行橋市景観形成基本計画」の改定の目的とします。なお、今回の改定に伴い、計画の名称を「行橋市景観計画」（以下、「本計画」という。）へと変更いたします。

2. 景観法の概要

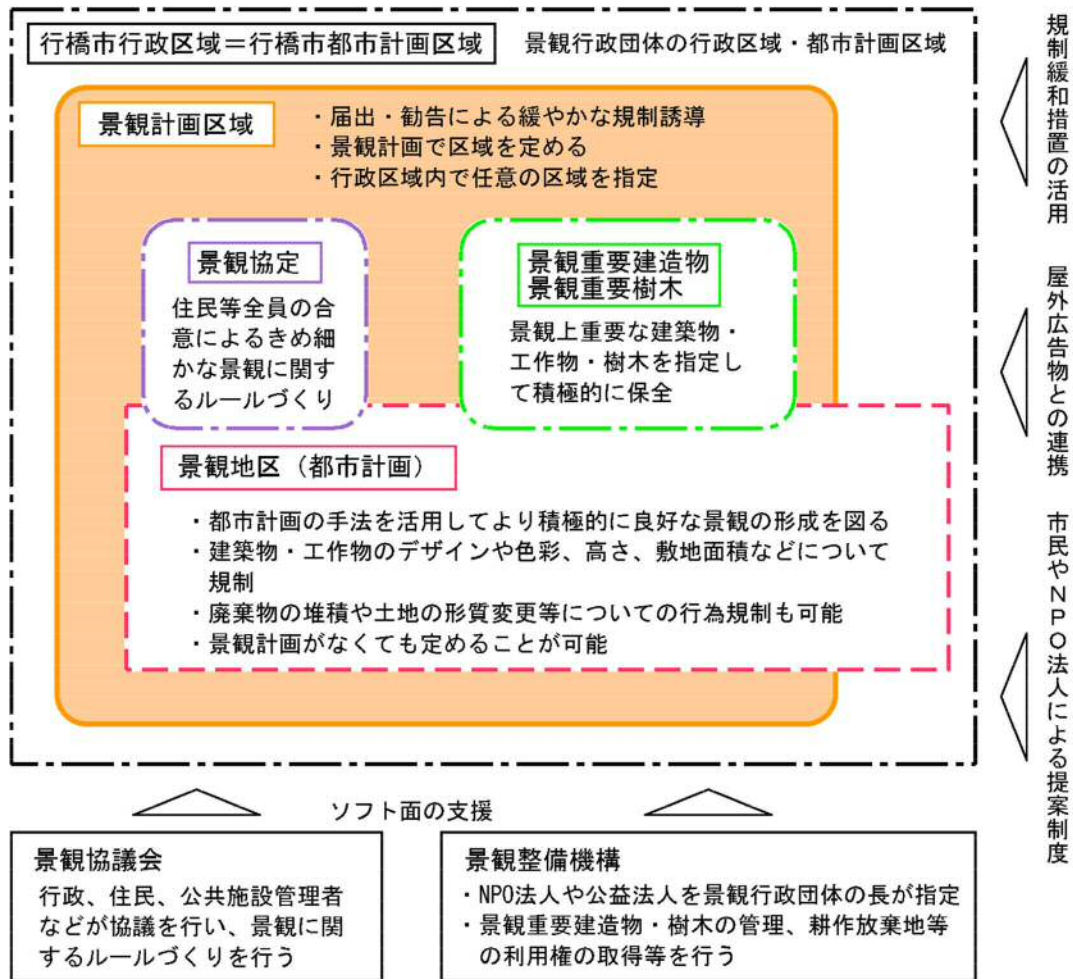
（1）基本理念と主体の責務

- ◇景観法は、経済社会の成熟とともに、人々の価値観も量的充実から質的向上へと変化する中で、地域の歴史・文化、風土に根ざした良好な景観に対する意識が高まり、我が国で初めて景観に関する総合的な法律として、平成16年6月18日に公布されました（最終更新：平成30年5月18日）。
- ◇景観法では、景観を整備・保全するための基本理念として、
 - 良好な景観は、現在及び将来における国民共有の資産であること
 - 地域の個性を伸ばすため、多様な形成を図ること
 - 地域の自然・歴史・文化・風土等により、良好な景観は多様であること
 - 観光等地域間の交流の促進に大きな役割を担い、地域の活性化に資すること
 - 良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出すること
 などを示しています。
- ◇また、基本理念にのっとり主体の責務として住民や事業者、行政の責務を明確にしています。以下に、主体の責務と景観法のスキームを示します。

■景観法の主体の責務

- 国は、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。また、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深めるよう努めなければならない。
- 地方公共団体は、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。
- 住民は、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

■ 景観法のスキーム



(2) 景観計画に定める事項

◇景観計画は、景観法の基本となる仕組みであり、景観の形成に関してその考え方を示し、区域を定めて一定の行為に対して景観形成上の基準を設けるものです。以下に、景観計画に必ず定めなければならない必須事項及び定めることが望ましい事項、必要な場合に定めることができる選択事項について示します。

■ 法定必須事項

- 景観計画区域
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。）

■ 定めることが望ましい事項

- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

■ 選択事項

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 景観重要公共施設の占用の許可の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の特例に関する事項